

独立行政法人通則法等に基き独立行政法人から提出される資料一覧

実績報告関係

- 1 . 年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書
(内閣府令第5条)

財務諸表関係

- 1 . 財務諸表 (通則法第38条第1項)
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - (4) 主務省令で定める書類
 - キャッシュ・フロー計算書 (内閣府令第10条)
 - 行政サービス実施コスト計算書 (内閣府令第10条)
 - (5) 上記の附属明細書
 - 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
 - たな卸資産の明細
 - 有価証券の明細
 - 資本金及び資本剰余金の明細及び増減
 - 目的積立金の取崩しの明細
 - 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
 - 役員及び職員の給与費の明細
 - 開示すべきセグメント情報
 - 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
- 2 . 事業報告書 (通則法第38条第2項)
- 3 . 決算報告書 (通則法第38条第2項)
- 4 . 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見 (通則法第38条第2項)

独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報 を注記しなければならない (基準第72)。